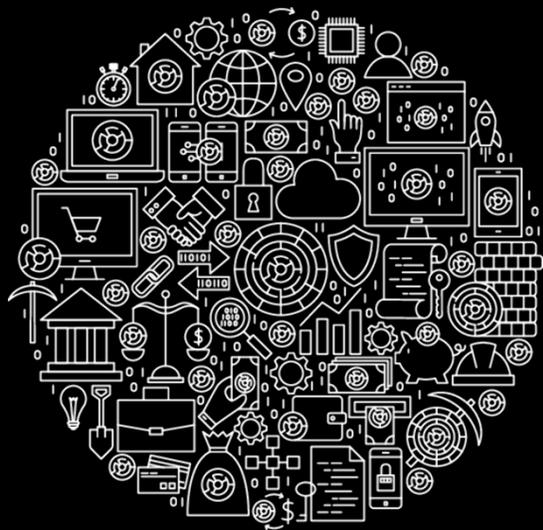


ALERT ON INVOICES AND DOCUMENTS

電子インボイスに関する政令 第123/2020/ND-CP号について のアップデート

2020年10月



はじめに

2020年10月19日付の政令第123/2020/ND-CP号(以下、「政令123」という)は、2022年7月1日まで電子インボイスの強制適用を正式に延期することを決定しました。

但し、技術インフラの条件を満たした企業は、本政令123に従って電子インボイスと電子文書を適用することが推奨されます。また、本政令の移行条項は2022年6月30日までの間、税務当局から電子インボイスの適用を要求されますが、企業が技術インフラの条件を満たしていない場合、そのような企業はVAT申告と共に、本政令に付録されたフォームNo.03/DL-HDDT, Appendix IAを利用してインボイスデータを税務当局に提供しなければならないと規定されています。

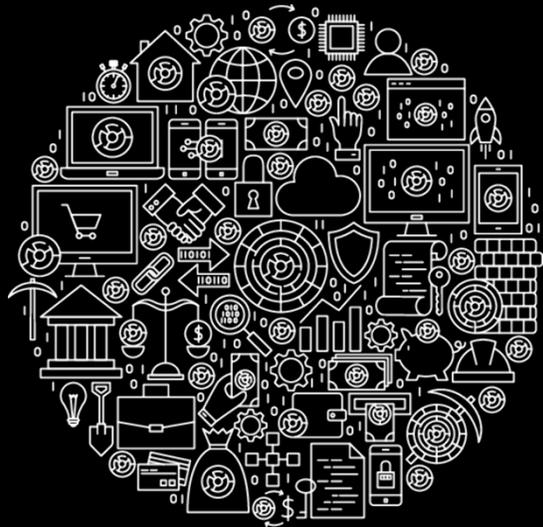
したがって、企業は2022年6月30日まで「紙インボイス」及び以前の規制の下で登録された電子インボイスを使用し続けることができます。この移行期間中、政令第119/2018/ND-CP号(「政令119」)に従って電子インボイスを適用している場合を除き、企業は政令第51/2010/ND-CP号、政令第4/2011/ND-CP号および通達第32/2011/TT-BTC号に従って、インボイス関連手続を適用することとします。さらに、政令123では一定の期間に限って特定のケースに対し、税務当局から供給された紙インボイスの使用が許可されます。

電子インボイスに関する政令123で規定された内容のほとんどは、電子インボイスに関する2018年9月12日付の政令119及び政令119のガイダンスとなる2019年9月30日付の通達第68/TT-BTC(「通達68」)に示されましたが、政令123は電子インボイスの適用について更に明確化しました。

ALERT ON INVOICES AND DOCUMENTS

電子インボイスに関する政令第123/2020/ND-CP号についてのアップデート

2020年10月



1. インボイス発行の時点

- 政令123 は、電子インボイス発行の時点が電子インボイス上の電子署名の時刻と異なる場合、税申告は電子インボイスが発行された時点であることを規定しています。
- サービス提供に伴うインボイス発行の時点は、サービス提供の完了時またはサービス料の徴収時のいずれか早い方とします。インボイス発行せずに料金を徴収する例外的な取扱いとして、会計、監査、財務や税務アドバイス、評価、調査、技術設計サービス、管理監督上のアドバイス、建設投資プロジェクトに関するアドバイスサービスなどのサービス提供を確保するための預け金または前払金のみにも適用されます。
- 複数の段階で構成されるサービスの各段階で物品の引渡しまたは納品を行う場合、インボイスは引渡し又は納品時ごとにそれぞれ発行されます。

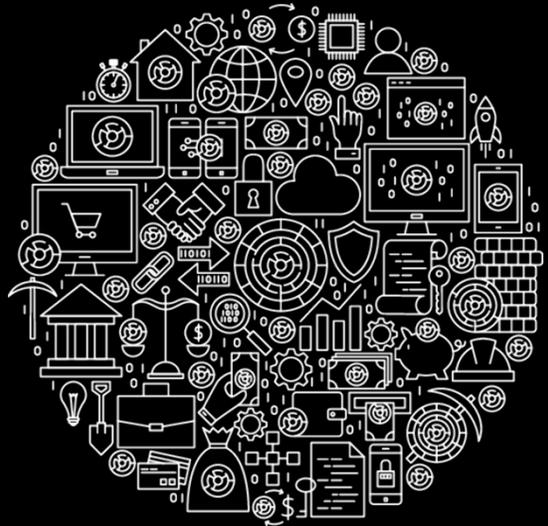


- 航空、電気、水道、テレビ、郵便サービス、通信サービス、物流サービス、情報技術サービスなど、定期的に行われ、データ調整が必要である大量のサービスを提供する特定のビジネスにおいては、データ調整を完了する際にインボイスを発行することができますが、サービスが提供された月の翌月の7日または合意された期間の終了日から7日目までにインボイスを発効しなければなりません。
- 直接、顧客に商品やサービスを提供し、会計を本部に集中化する小売店および飲食チェーン店は、コンピュータ接続される精算システムが税務当局のシステムとデータを接続する条件を備えていないが、取引ごとにインボイスを印刷する機能を有する場合には、小売店及びチェーン店は、電子インボイスを必要としない顧客の取引を一日の終わりに発行されるインボイスの情報をまとめて電子インボイスを発行することが認められます。
- 銀行、有価証券、保険サービス、E-ウォレットを通じて買い手に送金される電子マネーについて、電子インボイスを必要としない顧客との取引にあたり、一日の終わりまたは一か月の終わりに、合計金額の電子インボイスを発行することができます。
- 健康診断・治療サービスを提供し、顧客に直接インボイスを印刷可能な管理ソフトウェアを備える企業は、電子インボイスを必要としない顧客との取引は、一日の終わりに発行済みインボイスの情報をまとめた電子インボイスの発行が可能です。
- ガソリンの小売に関しては、販売取引ごとに電子インボイスを発行する必要があります。(以前の規制により、一日の終わりに一括発行することは認められません。)
- 支払用のソフトウェアを使用するタクシーで旅客輸送サービスを行う場合、企業は各旅客輸送の終了時に顧客と税務当局に当該旅客輸送に関連するデータ(または顧客から要求された場合は電子インボイス)を転送する必要があります。

ALERT ON INVOICES AND DOCUMENTS

電子インボイスに関する政令 第123/2020/ND-CP号について のアップデート

2020年10月



2. 電子インボイスの使用に関する注目すべきポイント

- 税務当局の認証コードを含む定期的に使用される電子インボイス（電子インボイスサービスを提供する組織・事業体を通じて、使用の最初の12ヶ月間にサービス料を支払う必要がない場合）は以下の場合に適用されます。
 - i. 社会・経済的に困窮または特に困難な地域で事業を行う中小企業、協同組合、世帯および個人；
 - ii. 経済区、工業団地、ハイテクパークで事業を行う企業を除き、財務省への人民委員会からの要請に応じたその他の中小企業
- 税務当局の認証コードを含まない定期的に使用される電子インボイス（電子インボイスサービスを提供する組織・事業体を通じて）は、税務当局の認証コードを含む定期的に使用される電子インボイスの使用対象に該当していない企業、経済団体、世帯および個人事業体に適用されます。
- 税務当局による認証コードが取引発生時に付与される電子インボイスは、次のような特定のケースに適用されます。ビジネスは行っていないが、商品やサービスの販売を行う組織、清算や倒産により、事業を停止し、税コードが無効になった企業や経済団体が資産を売却する場合、事業を停止したが、税コード無効化の手続きを完了していない企業や経済団体が資産を売却する場合、企業や経済団体が税務当局から事業停止の通知を受ける前に締結した契約を履行するために事業活動を停止する場合、企業や経済団体が税務当局により電子インボイスの使用停止を余儀なくされた場合。
- 税務当局から購入し、使用期間が最大 12 か月間である紙インボイスは、税務当局の認証コードを含む定期的に使用される電子インボイスの使用対象であり、電子インボイスのデータを送信するための技術インフラ上の条件を満たしていない企業および経済組織に適用されます。



Contact us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Suresh G Kumar
Tax Partner
+84 28 7101 4400
ksuresh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.

Tel: +84 24 7105 0000

Fax: +84 24 6288 5678

 www.deloitte.com/vn

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.

Tel: +84 28 7101 4555

Fax: +84 28 3910 0750

 deloittevietnam@deloitte.com

Deloitte.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.